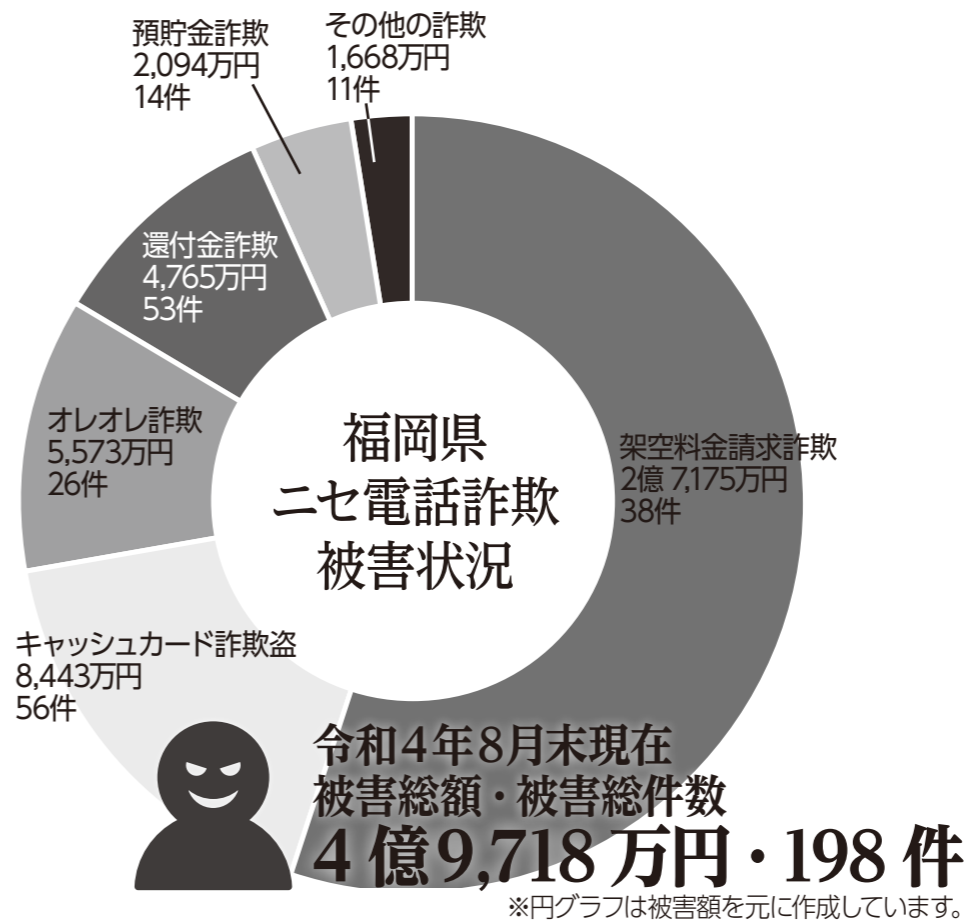


次のターゲットはあなたかも… 二七電話詐欺にご注意を

ここ数年減少傾向にあった詐欺が令和4年に入ってから全国的に急増しています。今号では、最近の詐欺の手法や対策方法などを紹介します。大切な財産を守るため、被害に遭わないよう対策を考えましょう。



福岡県の最近の被害状況

令和4年8月末現在、県の二七電話詐欺被害件数198件、被害総額4億9718万円と昨年の同時期を大幅に上回るペースで被害が発生しています。これは毎日県内のどこかで200万円以上がだまし取られている計算になります。今後も被害件数・被害額は増加する恐れがあり、注意が必要です。本町でもこれまでに二七電話詐欺の被害が数件報告されており、警察も警戒を強めるよう住民に呼び掛けています。

二七電話詐欺とはどんな詐欺

二七電話詐欺とは、役場や警察官などの公的機関の職員や、親族になりすまし、二七の電話で現金やキャッシングカードなどをだまし取る犯罪の総称です。その詐欺の

手口はさまざまで、全国的には特殊詐欺と呼ばれています。県ではそれらの総称を分かりやすくするため、平成26年6月に「二七電話詐欺」と統一しました。

- 二七電話詐欺の手口は年々巧妙化しています。現在、二七電話詐欺は大きく分けると10類型に分類され、次のとおりとなっています。
- ・ 架空料金請求詐欺
 - ・ オレオレ詐欺
 - ・ 還付金詐欺
 - ・ キャッシングカード詐欺盗
 - ・ 預貯金詐欺
 - ・ 融資保証金詐欺
 - ・ 金融商品詐欺
 - ・ ギャンブル詐欺
 - ・ 交際あっせん詐欺
 - ・ その他の特殊詐欺
- その中でも最近特に被害件数・被害額の多い4つの手口を次のページで詳しく紹介します。事前に手口を知って、被害を未然に防ぎましょう。

二七電話詐欺の代表的な手口

詐欺の手口はさまざまで「自分はだまされない」と思っている、犯人たちは言葉巧みにお金をだまし取ろうとします。ここでは実際の詐欺の手口とポイントを紹介しします。

架空料金請求詐欺

【実際の手口】

「インターネットの未納料金があるため、本日中に連絡してください」などと携帯電話にショートメッセージが送られてきます。メールに書かれた連絡先に電話すると「今日中に支払わないと訴訟を起こします」などと不安をあおり、実際には使用していない料金を支払わせようとする手口です。

【注意するポイント】

- ・「コンビニで電子マネーカードを買って、カード番号を教える」は詐欺です。
- ・未納料金を請求されても心当たりがなければ、連絡しないでください。

オレオレ詐欺

【実際の手口】

親族、警察官、弁護士などを装い、親族が起こした会社でのトラブルや交通事故の示談金などが必要とお金をだまし取る手口です。

【注意するポイント】

- ・「携帯番号が変わった」「風邪を引いて喉の調子が悪い」は詐欺を疑いましょう。
- ・「代理人がお金を受け取る」も詐欺です。
- ・犯人側は金融機関の窓口で詐欺被害防止のために預金の引き出し理由を確認することを知っているため、銀行での振り舞いを指示してくれることがあります。

還付金詐欺

【実際の手口】

役場や税務署、年金事務所などの公的機関を装い、「税金や医療費などの過払い金の払い戻しがある」と連絡してきます。その際に、必要な手続きを装ってATMを操作させ、お金をだまし取る手口です。

【注意するポイント】

- ・「携帯電話を持ってATMへ」は詐欺です。
- ・ATMの操作でお金が返金されることは絶対にありません。

キャッシングカード詐欺盗

【実際の手口】

警察官や銀行員を装い「口座が不正に利用されている。キャッシングカードと暗証番号を書いたメモを用意してください」などと連絡してきます。その後「保護の手続きのため、キャッシングカードを確認する」と自宅を訪れ、偽のカードとすり替え、口座からお金を引き出す手口です。

【注意するポイント】

- ・「口座が悪用されている」「キャッシングカードを確認しに行く」は詐欺です。
- ・警察官や銀行員が自宅を訪問し、キャッシングカードの提出を求めたり、暗証番号を聞いたりはありません。

福岡県警察二七電話詐欺啓発動画コーナーを紹介

実際に還付金詐欺の被害に遭った音声データを基に作成した啓発動画や被害防止対策動画を見ることができます。実際の声などを聞いてみてください。





知らぬ間に 詐欺の 加害者に



手を出してしまったら最後
怪しい誘いは断ろう

ニセ電話詐欺の「受け子」や「出し子」をしたとして、大人だけでなく、中高生を含む10代が逮捕される事案も増えていきます。次のような誘いを受けたり、書き込みを見たりしたら、詐欺事件に巻き込まれるかもしれないと疑ってください。

- ▽友人・知人からの誘い
- ▽お金稼ぐ?
- ▽楽しんで高額稼げるバイト
- ▽書類を受け取るだけのバイト
- ▽SNSや掲示板の書き込み
- ▽高額・裏・闇バイト
- ▽受け出し

一度このような誘いに乗ってしまつと、詐欺だと気付いたときには脅迫されて辞められなくなり、使い捨ての道具として、逮捕されるまで利用されることになるのです。そうなる前に誘われたら「きつぱり断る・家族や身近な人、

警察に相談する」などして犯罪に手を出してしまわないよう気を付けなければなりません。

受け子・出し子は捕まる役です

受け子とは被害者から直接お金やキャッシュカードなどを受け取る役目の中で、出し子とは被害者が振り込んだ口座やだまし取ったキャッシュカードなどからお金を引き出す役目のことです。「バレないから大丈夫」は嘘です。絶対に手を出してはいけません。

知らなかったでは済まされない、大きな代償

加害者となった場合、自身の将来はもちろん、家族にも金銭的・精神的に大きな負担を背負わせることになってしまいます。高額収入などに申し込まない、怪しい誘いは断る、断り切れなときは家族や警察に相談するなどして、自分自身や家族を守りましょう。

電話でお金は全て詐欺

巧妙化するニセ電話詐欺にどう備え、対応すればよいか
折尾警察署生活安全課課長の沖則行さんに話を聞きました。

県内のニセ電話詐欺の傾向

令和4年9月末現在で県内のニセ電話詐欺被害件数は239件、被害額は6億1750万円と先月からさらに1億円以上増加しています。なかでも、オレオレ詐欺、架空料金請求詐欺が増加傾向にあり、今後も注意が必要です。

被害を防ぐのは、家族の絆

詐欺被害者の多くは高齢者で

す。離れて暮らす両親や祖父母がいる場合は、日頃から連絡を取り合ひましょう。家族間でニセ電話詐欺の話をして注意を呼び掛け合ったり、合言葉を決めたりするなど、もしものときの対策を家族で考えることも大切です。大切な人や家族を守るため、左のリストを参考に家族で話し合つてみてください。だまされてからでは遅いのです。家族の絆でニセ電話詐欺を未然に防ぎましょう。

こんな内容に要注意

被害に遭わないために日頃から注意してほしいことをまとめました。家族や友人などと確認し合ってください。

- お金に関すること
電話やメールを受け取った場合、1人で判断せずに家族や警察に相談する
- 通帳・キャッシュカード、その暗証番号を教える
悪用されているなどと言われても、他人には渡さない・教えない
- 警察官や役場の職員を名乗ってお金などの不審な話
部署を確認し、自分で連絡先を調べて掛け直す
- 身に覚えのない請求
メールやパソコンに急に表示された連絡先に電話しない

「自分は大丈夫」が命取り

県警の調査によると、被害に遭った人のうち5割以上の人が詐欺の手法を知っていた(何となくを含む)と回答しています。それなのに、なぜ、だまされたのかという質問に対しては、6割以上の人が「自分が被害に遭うとは思っていません」と回答していました。詐欺の手法はさまざまに巧妙化しています。ニセ電話詐欺のことを知っていても子や孫が窮地に立たされているとなると動揺して、冷静な判断ができなくなります。電話でお金の話が出たら一度切り、

他の家族や警察に必ず相談してください。詐欺は皆さんの身近に潜んでいます。自分も被害に遭うかもしれないと日頃から警戒心を持つことが大切です。「ニセ電話詐欺の手法は知っているし、自分は絶対にだまされない」と思っている相手は言葉巧みにだまそうとしてきます。「分かっていてもだまされてしまう」というのが詐欺なのです。被害を未然に防ぐためにも犯人と直接話をしないなどの対策をしましょう。

犯人と直接話さない

- 普段から留守番電話に設定する
犯人は直接話すことを好むため、電話に出ることで、だまされるリスクが高まります。知人からのメッセージがあれば後から電話をかけ直しましょう。
- 防犯機能付き電話機器(まっ太フォン)を利用する
まっ太フォンには犯人の嫌う「事前警告」「自動録音」「注意喚起」「着信拒否」のいずれかの機能がついています。
- 電話でキャッシュカードやお金の話がでたら、電話を一旦切る
犯人は「今日中・今すぐ」などと不安をおり、考える隙を与えません。どんなに急かされても、お金の話がでたら電話を一度切りましょう。電話を切ることで冷静に考える時間が生まれます。



福岡県警察
折尾警察署
生活安全課課長
沖 則行さん

怪しい電話がかかってきたら

役場や警察官などの公的機関の職員を名乗ってお金の話がでたら部署や氏名を確認し、一度電話を切って自分で警察署や役場などの連絡先を調べて掛け直すなどの対応をしましょう。警察や役場職員が電話で資産状況や口座番号、暗証番号などの情報を聞き出すことはありません。そのような話があったら詐欺を疑ってください。少しでも怪しいと思うことがあれば、1人で判断せずに誰かに相談することが大切です。家族や警察、役場などに相談してください。

少しでも怪しいなと思ったら、相談を

- 365日 24時間
折尾警察署 ☎ 093-691-0110
- 平日午前8時30分～午後5時15分
役場庶務係 ☎ 093-201-4321
役場消費生活相談センター ☎ 093-201-4321

ヤング・テレホン ☎ 03-3580-4970
20歳未満の皆さんに係る相談を24時間受け付けています。困ったとき、相談したいと思いついたときに気軽に相談してください。